

農業モダリティ案の概要

平成18年6月
農林水産省

市場アクセス

1 階層方式

- ・階層方式に従い、次のように関税を削減。
 - 関税率[0%～20/30%]の階層 : [20-65%]削減
 - 関税率[20/30%～40/60%]の階層 : [30-75%]削減
 - 関税率[40/60%～60/90%]の階層 : [35-85%]削減
 - 関税率[60/90%以上の階層] : [42-90%削減] [最上位階層に列ワインの[]%超を有する国は[]%削減] [先進国の平均削減率は少なくとも[]%]

[2 上限関税

- ・削減後[75 - 100%]より高い関税は、その水準まで下げる。]

3 重要品目

重要品目の数

- ・[有税品目の][1-15%]のタリフラインを重要品目に指定することができる。

重要品目の扱い

- (1) 削減率は階層方式適用の場合の少なくとも[20 - 70%]。
- (2) [重要品目は上限関税の対象外。]
- (3) 関割拡大
 - ・拡大のベースは[国内消費量][関割枠][輸入量]
 - ・(拡大方式については、G20、G10、米国、EUの現在テーブルに載っている案を列記)
 - ・[現行関割枠の国内消費量に占める割合が[]%より大きいときは[]によって調整]
 - ・[[輸入量][現行関割枠]の国内消費量に占める割合が[]%より小さいときは[]によって調整]
 - ・[関割がない場合は、関割を[新設することも選択可能][新設してはならない]

4 その他の事項

- ・ 関割運用

枠内税率は[撤廃][[]%削減]

- ・ 特別セーフガード

[廃止][改革プロセス中有効][現在の対象品目を制限]

5 S & D

- ・ 特別品目

数は[少なくともタリフラインの 20%][5 タリフラインまで]

国内支持

1 総合AMS

(1) 階層方式に従い、次のように総合AMSを削減。

250 億ドル超 : [70-83] %削減

150 億ドル超 250 億ドル以下 : [60-70] %削減

150 億ドル以下 : [37-60] %削減

(2) 追加的努力

総合AMSが農業総生産額の [40] %以上の先進国は、[帰属階層と1つ上の階層の削減率の差の半分以上の]追加的削減。

2 品目別AMSの上限

・[1995-2000年][1999-2001年]の平均

3 デミニミス

・[50%][80%][]% [貿易歪曲的国内支持の全体的削減率の達成に必要なだけ]削減。

4 青の政策

(1) 青の政策全体の上限

・基準期間の農業総生産の平均の [2.5%] を超えてはならない

・この上限は、[実施期間の初めから適用][スケジュールに従って[]%まで削減]

(2) [個々の品目に対する旧青の政策の支出額は []の期間の実績値の平均を超えない額とする。]

(3) [個々の品目に対する新青の政策の支出額は、青の政策全体の上限の []%を超えず、かつ、[]の期間における

その品目の生産額の [] % を超えてはならない。]
[新青の政策である不足払いは、[歴史的で具体的な基準期間を使用し、][かつ、][価格差の [] % 以上を補てんしてはならない]]

5 貿易歪曲的国内支持の全体的削減

- ・階層方式に従い、次のように貿易歪曲的国内支持全体を削減。

600 億ドル超	: [70-80] % 削減
100 億ドル超 600 億ドル以下	: [53-75] % 削減
100 億ドル以下	: [31-70] % 削減

6 緑の政策

- ・「生産に関連しない収入支持」の一つの要件として、支払の基準期間を fixed (固定) から unchanging (更新できない) に修正。

輸出競争

1 輸出補助金に関する約束

- ・先進国は、次のフォーミュラに従って、2013 年末までに輸出補助金を撤廃。

() 2008 年に支出額を [] % 削減 [し、数量を [] % 削減]
() 2009 年に支出額を [] % 削減 [し、数量を [] % 削減]
() 2010 年に支出額を [] % 削減 [し、数量を [] % 削減]

() , () , () により、2010 年末までに輸出補助金の実質的部分を撤廃。

() 2011 年に支出額を [] % 削減 [し、数量を [] % 削減]
() 2012 年に支出額を [] % 削減 [し、数量を [] % 削減]
() 2013 年に支出額と数量をゼロに削減。

2 輸出信用

(1) 最長償還期間

180 日 [で例外なし。] [とし、次の場合は例外。

繁殖家畜 (最長償還期間は [36] か月)

農産物再生産財 (最長償還期間は [12] か月)

LDC、食料純輸入途上国に対するすべての輸出農産物 (最長

償還期間は [36] か月)

緊急事態にある途上国へのすべての農産物 (最長償還期間は [36] か月)]

(2) 自己資金調達

輸出融資支持プログラム又はその一部は自己資金調達でなければならない。自己資金調達は、[1 - 15] 年の期間で見て、プレミアムがすべての運営経費及び損失を補填するものでなければならない。

3 農業輸出国貿

(1) 定義

政府又は非政府の企業 (マーケティング・ボードを含む。) であって、輸出販売を通じ農産物輸出の水準又は仕向け先に影響を及ぼす [農産物輸出に関する] 排他的又は特別な権利、特権 [、優遇措置] を付与されたもの [又は政府的、準政府的な地位の結果としてそれらを事実上享受するもの]

(2) 規律

() 先進国は、[2013 年] までに、農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補てんを [輸出補助金の撤廃と並行的に] 撤廃。

() [独占権の使用が () の規律を迂回することないように確保。] [独占権の使用を [年] [2013 年末] までに禁止。]

4 国際食料援助

(1) 一般的規律

() ニーズに対応したもの

() 無償 [又は例外的状況下では有償] の形態

() 受益国への商業的輸出に直接、間接に結び付けられていない

() 援助国による市場開拓目的とのリンクがない

() 商業的再輸出を禁止。 [適切な国連機関 [、関連の地域的・国際的政府間機関] [、非政府人道機関、民間慈善団体] による食料援助の重要な一部として行われる緊急 [人道] 食料援助で、ロジ的理由の場合に限り許容]

- () できる限りその地方、地域から調達
- (2) 緊急食料援助のためのセーフボックス
 - (イ) 次の発動要件を満たす緊急食料援助は、[]の規律を免除。
 - () [被援助国] [又は国連事務総長] による緊急事態宣言
 - () [各国、] W F P を含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟 [、被援助国政府と協力して活動する地域的・国際的政府間機関、非政府人道機関、民間慈善団体] のニーズ評価、緊急アピール
 - (ロ) [食料援助ニーズが緊急で、(イ) のアピールを待っていた場合には食料援助の供与が遅れるような例外的状況下では、被援助国による緊急要請により食料援助供与可。]
 - (ハ) [現金援助はセーフボックスに含める。]
- (3) 非緊急事態における食料援助の規律
 - ・ 緊急事態以外の状況下で供与される現物食料援助は、[一般的規律に加え、(イ) [特定の多国間第三者機関 (国連専門機関と連携して活動する非政府人道機関を含む) による] ニーズ評価に基づくこと、(ロ) 特定の脆弱なグループを対象としていること、(ハ) 具体的な開発目的又は栄養ニーズに対処するものであること、という要件を満たさなければならない。]
[2013 年までに段階的に撤廃。]